

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 8 月20日

【報告者の名称】 日立マクセル株式会社

【報告者の所在地】 大阪府茨木市丑寅一丁目 1 番88号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2 号

【電話番号】 03(3515)8283

【事務連絡者氏名】 法務・広報部長 春日 義行

【縦覧に供する場所】 日立マクセル株式会社
(大阪府茨木市丑寅一丁目 1 番88号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社日立製作所

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、株式会社日立製作所（以下「公開買付者」といいます。）が当社普通株式を対象として実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、平成21年7月28日開催の当社取締役会において、以下の理由から、賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

公開買付者は、現在、間接保有分0.30%を合わせて当社の発行済株式総数の51.67%を保有し、当社を連結子会社としていますが、この度、当社を完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施し、当社の発行済株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することをめざすこととなりました。本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限は設定されていません。

当社は、昭和36年に日東電気工業株式会社（現日東電工株式会社）から乾電池、磁気テープ部門が分離独立して、マクセル電気工業株式会社として操業を開始し、昭和39年に公開買付者の連結子会社になり、社名を日立マクセル株式会社に変更しました。創業以来、「記録メディア」と「電池」の領域に軸足を置きつつ、「材料・デバイス・電器」の分野へと事業を展開してきました。この間、世界初の超高性能マンガン乾電池「塩化亜鉛形乾電池」の商品化、日本初の酸化銀電池商品化、世界初の5倍速記録対応データ用DVD-RAMディスク商品化など大いに技術の蓄積に努めてきました。その上で、最近では、高い成長性と収益性が見込まれる「電池」「光学部品」「機能性材料」を重点強化3事業として経営リソースを集中投下し、独自技術による他社差別化と事業構造の高収益化に取り組んでいます。これらの事業は、当社が磁気テープや光ディスクなどの記録メディア事業を通じて培ってきた塗料分散及び塗料塗布、並びに精密金型及び光学設計に関する差別化技術を活用することでその強みを発揮できる分野となっています。

当社は、独自ブランドのもとワールドワイドに事業を拡大しています。現在では売上高の約6割が海外市場におけるものであり、幅広い顧客層の厚い信頼を獲得するとともに、優れた技術と独自のビジネスノウハウを有するグローバル企業として事業を展開しています。また、グローバル化に対応した最適な生産体制を構築することによるコスト競争力の強化に努めています。

他方、公開買付者並びに公開買付者の子会社及び関連会社からなる日立グループは、情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器、高機能材料、物流及びサービス他、金融サービスの7部門にわたって、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

現在、日立グループは、昨年度後半から継続している世界的・構造的な不況という厳しい経営環境の中で、今後の成長軸を確保するためには、日立グループ全体のリソース配分の最適化を図り、事業ポートフォリオの再構築の加速化を図ることが喫緊の課題と考えており、高信頼・高効率な情報通信技術に支えられた社会

インフラである「社会イノベーション事業」に注力していく方針です。

日立グループは、かかる「社会イノベーション事業」強化の観点から、今後は、モータ、インバータ、パワー半導体とならぶ産業のキーデバイスであり、かつ、情報通信システム、電力システム、環境・産業・交通システム、社会・都市システム等の事業を中心とした「社会イノベーション事業」やハイブリッド・電気自動車などの環境対応型自動車システム事業を支えるコアデバイスとなる「リチウムイオン電池事業」にも経営資源を注力することが必要と考えています。

こうした取り組みの中でまず、日立グループは、平成21年4月17日付「リチウムイオン電池事業の推進について」のとおり、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池を用いたシステム事業を中核事業の一つとして推進するため、当社、新神戸電機株式会社及び日立ビークルエナジー株式会社などグループ会社と、全体最適化を指向した事業戦略の下にさらなる連携を図ることとし、これまで累計6億セルを出荷し、リコール（回収・修理）ゼロという優れた実績を持つ民生用リチウムイオン電池、先駆的商品化を進める車載用リチウムイオン電池など、高い品質と実績を有するリチウムイオン電池関連事業の強化を進めていくこととしました。また平成21年4月1日付で日立グループのリチウムイオン電池に係る事業を横断的に統括する組織として電池事業統括推進本部を設置しました。その他、日立グループは、次世代電池材料の研究組織である次世代電池研究センターを新設するなどしています。

現在、当社は、中期経営計画において「未踏への挑戦」を長期ビジョンと位置づけ、中期ミッションである「成長への変革」に向けて、収益性の向上と新たな成長に向けた事業ポートフォリオの変革を加速しています。具体的には、今後、高い成長性と収益性が見込まれる「電池」「光学部品」「機能性材料」を重点強化3事業として経営リソースを集中投下し、独自技術による他社差別化と製品の付加価値化を推進するとともに、基幹事業である「情報メディア」については、新製品投入や原価低減施策により事業を再構築し、収益性の向上を図ることとしています。

当社は、注力事業の一つである「電池」事業の主要製品であるリチウムイオン電池に関して、従来からの主力分野である携帯電話向け製品に加え、電動工具や電動二輪車への展開をめざし、従来の角形に加え新規に円筒形やラミネートタイプの製品の開発に取り組むなど、着実に事業を拡大してきています。平成21年2月には、民生用途だけでなく、自動車用、産業用への使用にも適合した電池の電極材を供給するための、当社の技術の粋を集めた高速・高精度塗布システムを導入した新電極工場を建設しました。

しかし、リチウムイオン電池を中心とした二次電池に関する事業分野は、使用する製品の市場拡大とその用途拡大によって、高い成長が見込まれる一方、最終製品の価格低下圧力の高い民生用においては、参入企業の増加とともに競争が激化することが懸念されています。また、自動車分野、産業分野においては、リチウムイオン電池を基盤としたグローバルな環境・省エネに関するトータルシステムの構築が求められており、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化に際し、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池は必要不可欠です。かかる顧客ニーズに機動的に対応できる体制の整備が、リチウムイオン電池事業における日立グループの成長性・収益力の向上のため不可欠な要素となっています。

こうした状況の中、当社と公開買付者は、平成21年3月末頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び公開買付者は、公開買付者が当社を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、当社と日立グループの連携をさらに強化し、日立グループ及び当社を一体として運営することが、公開買付者の社会イノベーション事業及びリチウムイオン電池事業並びに当社の「電池」事業及びその他の全ての事業においてシナジーを実現し、当社の企業価値のみならず日立グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、まず「電池」事業に関しては、今後展開が予想される産業分野におけるシステムソリューションの提案に際して強力な構成要素となると期待される、当社が獲得してきた民生分野でのリチウムイオ

ン電池の製品開発力、量産技術その他のリチウムイオン電池分野における有形・無形の財産と、公開買付者のシステム力及び広範な事業基盤とを積極的に結合し、連携をさらに一層強固なものにすることで、自動車分野、産業分野、鉄道車両向けなどでのリチウムイオン電池を用いた製品開発力のアップと新たな用途開拓のスピードアップを図り、この分野での競争を優位に進めることができるものと考えています。同時に、モータ、インバータ、パワー半導体とならぶ社会イノベーション事業の重要なキーデバイスであるリチウムイオン電池事業を拡大し、これらと社会・産業システムを一体化したソリューション提案も充実させることで、公開買付者の産業分野におけるシステムソリューションはリチウムイオン電池を展開する他の民生機器メーカーに対しては、大きな差異化技術となると考えられます。

また、研究開発において、今後成長が期待される車載向け、産業・社会インフラ向け市場は、とりわけ公開買付者の研究リソースを製品・サービスへと応用する機会が多く、当社及び公開買付者の協業を具体的な業績成果へと結実させ易い分野であるため、両社の一体となった運営に基づくより緊密な技術協力により、大きな相乗効果が発揮されるものと考えられます。

さらに、成長が期待されるリチウムイオン電池事業においては、競合企業も経営資源を集中投下して行くことが想定されますが、公開買付者は、当社と公開買付者との資本関係を強化することにより、当社が、公開買付者の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、より大規模な投資に向けて機動的な判断を実施できるようになることにより、激化する競合企業との競争にも十分に対応することができるものと考えられます。

加えて、公開買付者と当社との資本関係を強化することにより、車載用の大型リチウムイオン電池の製造を担う日立ピークルエナジー株式会社等の他の日立グループ会社と当社との間で、製造ラインの共用による投資負担の軽減やコスト競争力の強化など、日立グループ内の経営基盤をこれまで以上に活用したより抜本的な対応が可能となると考えられます。

また、公開買付者が当社を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することは、「電池」事業以外の当社の事業においても有益と考えられます。具体的には、当社が高いマーケットシェアを誇るコンピュータテープや放送用ビデオテープと、公開買付者の情報通信システムグループが注力しているストレージや放送通信機器について、これまでは機器とメディアを両社が別々で開発していましたが、今後、当社及び公開買付者が連携し、お互いの専門性を活かしつつ開発リソースを集中させることで、製品開発力のスピードアップやさらなる顧客獲得が期待できるだけでなく、これまで以上に顧客にとって価値ある最適なソリューションの提供が可能と考えられます。また、当社が注力している光学部品事業の主力製品であるカメラレンズや光ピックアップレンズについても、日立グループが製品化している指静脈認証システム、防犯監視用カメラシステム、車載用カメラ、BD/DVD/CD全互換ドライブなどと、開発段階から協力することにより他社との差別化を図ることができ、製品競争力強化が期待できます。さらに、当社の機能性材料事業における粘着テープや粘着技術は、日立グループが展開する自動車分野、エレクトロニクス分野においてさらなる競争力強化が期待できるほか、血液測定器などの医療機器やDNA解析用のバイオビーズなどのバイオ材料・部材についても、医療分野での相乗効果が発揮でき、新しい市場の開拓が期待できます。加えて、当社がこれまでワールドワイドで培ってきた「マクセル」ブランドや販路を活用することにより、日立グループの民生機器の販売力強化も大いに期待できます。

このように、当社と公開買付者との資本関係を強化することにより、当社が行う「電池」事業を含めた全ての事業において、事業の一体運営により全体最適化が図られ、当社あるいは公開買付者が単独で実施し得る研究開発、設備投資等の経営資源の投下を上回る大規模かつ効率的な投資が可能となるものと考えられます。

以上を踏まえて、当社は、公開買付者による当社の完全子会社化が、当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になり、ひいては、当社及び日立グループの企業価値向上に

とって有益であると判断するに至りました。

また、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）が当社の株主にとって後記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり妥当なものであり、本公開買付けは当社の全ての株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。

なお、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の自主性・独立性を尊重し、当社の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、当社の事業の強化を図っていく意向であり、当社はその旨確認しています。また、シナジー最大化の検証、最適な協業関係の構築の検討を経ることにより、当社と公開買付者の経営資源の相互補完によって強固な経営基盤が確立されることとなり、当社の取引先に対しては、日立グループの経営資源・取引関係を通じたさらなるビジネスの可能性を提供できるものと期待しており、また、当社の従業員に対しては、経済環境の悪化が懸念される中でもかかわらず、事業の拡大を通じて、一層の雇用の安定と新たな成長に向けてのやりがいを提供できるものと考えています。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在、当社の総議決権の過半数を直接又は間接に保有し、当社を連結子会社としており、当社の取締役の一部は公開買付者と利害関係を有しています。このような状況を踏まえ、当社は、本公開買付けの公正性を担保するために、慎重な手続を経る必要があると判断しました。具体的には、公開買付者及び当社において、主として以下のような措置が採られています。

公開買付者

公開買付者は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成21年7月28日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得しました（なお、公開買付者は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネスオピニオン）を取得していません。）。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 920円から1,214円

類似会社比較法 1,280円から1,463円

DCF法 1,498円から1,923円

まず市場株価平均法では、平成21年7月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の基準日終値、直近1週間平均、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を920円から1,214円までと分析しています。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,280円から1,463円までと分析しています。

最後にDCF法では、当社の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将

来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,498円から1,923円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成21年7月28日の公開買付者執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定しました。

なお、本買付価格である1株当たり金1,740円は、平成21年7月24日(注1)の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の普通取引終値の1,214円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成21年6月25日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,171円(小数点以下四捨五入)に対して48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成21年4月27日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,104円(小数点以下四捨五入)に対して57.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成21年1月26日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値920円(小数点以下四捨五入)に対して89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります(注2)。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である33営業日に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しています。

(注1)上記執行役社長の決定の日の前日である平成21年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の当社株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である平成21年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(注2)上記平成21年7月27日の日立グループの事業再編に関する報道及びその翌日である平成21年7月28日の公開買付者による本公開買付けに係る公表の後、当社の株価が上昇し、平成21年8月19日に至るまで、当社の株価は本買付価格に近接する価格にて推移しております。そのため、本買付価格である1株当たり金1,740円は、平成21年8月19日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の普通取引終値の1,728円に対して、0.7%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成21年7月21日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,610円(小数点以下四捨五入)に対して8.1%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成21年5月20日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,293円(小数点以下四捨五入)に対して34.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成21年2月20日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,059円(小数点以下四捨五入)に対して64.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

当社

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した財務アドバイザーである日興シティグループ証券株式会社(以下「日興シティグループ証券」といいます。)を第三者算定機関に選定し、本買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、当社の株式価値の算定を依頼しました。

当社は、日興シティグループ証券より、当社株式価値に関する株式価値算定書(以下「当社算定書」といいます。)を平成21年7月21日に取得しました(なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネ

スオピニオン)を取得しておりません。)当社算定書では、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、当社株式価値につき分析されています。日興シティグループ証券は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行いました。当社算定書における各手法における当社の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価法では、平成21年7月17日を基準日として、当社の東京証券取引所市場第一部株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均を基に、1株当たりの株式価値の範囲を909円から1,150円までと算定しています。類似公開企業乗数比較法では、当社と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,782円までと算定しています。次に類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成19年9月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析しました。1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約53%、約42%及び約32%となりました。かかるプレミアムを当社の該当期間の株価終値の平均値に適用し、1株当たりの株式価値の範囲を1,151円から1,820円までと算定しています。最後に、DCF法では、当社の将来の収益予測や事業投資計画等を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,544円から1,788円までと算定しています。また、当社は、平成21年7月22日開催の取締役会において、日興シティグループ証券より、上記当社算定書の説明を受けています。

当社取締役会は、平成21年6月26日、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容の検討にあたって、特別委員会に対し諮問することを決議しました。特別委員会の委員としては、当社及び公開買付者からの独立性を有する、川又良也氏(弁護士、京都大学名誉教授)、山本裕二氏(公認会計士、株式会社ヒューロンコンサルティンググループ代表取締役社長)、平成21年6月まで当社の社外取締役に就任していた三吉暹氏及び吉川照彦氏、並びに当社社外取締役である堀内哲夫氏の合計5名を選定しています。特別委員会は、平成21年7月1日より、当社の少数株主の利益保護に十分留意しつつ、当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するか否かの観点、並びに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、当社取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行いました。また、特別委員会は、かかる検討にあたり、当社の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が当社に対して提出した当社算定書を参考にするとともに、日興シティグループ証券から当社の株式価値評価に関する説明を受けています。特別委員会は、かかる経緯の下、当社取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年7月22日に、当社取締役会に対して、本公開買付けが、当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資すると判断することは合理的であり、また本買付価格は、当社の少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断することが合理的であるとの答申を全会一致で行いました。

その他、当社取締役会は、当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けています。

当社取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び上記法務アドバイザーからの助言を踏まえて、日興シティグループ証券より受領した当社算定書の内容、本公開買付けの諸条件、公開買付者の有する経営資源の活用の可能性及び当社が公開買付者の完全子会社となることにより当社に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、特別委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて公開買付者の完全子会社となることが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上の理由

により、当社取締役会は、平成21年7月28日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。かかる取締役会においては、中村道治氏及び内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で当該決議をしました。

なお、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意は行っていません。

また、当社取締役のうち、公開買付者の取締役を兼務している中村道治氏及び公開買付者の子会社の取締役を兼務している内ヶ崎功氏については、利益相反防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記の通り、当社を完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、遅くとも平成22年4月頃までを目処に、当社を完全子会社とする予定です。なお、平成21年8月19日付の当社の「剰余金の配当に関するお知らせ」と題する適時開示の通り、当社は、平成21年8月19日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている公開買付者による当社の完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となることを条件に、平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日）の期末配当を無配とすることを決議しております。これは、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じないようにするためです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が保有する当社株式を除きます。）を取得することを企図しています。本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった当社株式を含む当社の全株式（公開買付者が保有している当社株式を除きます。）は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、公開買付者と当社それぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に公開買付者と当社が協議の上で決定しますが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者の株式。但し、公開買付者の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付けの当社の普通株式の買付価格と同一の価格を基準にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

ただし、本公開買付けの決済後一定の基準日時時点の当社における米国人株主の保有割合（米国1933年証券法（Securities Act of 1933）に従い算定されます。）が10%を超え、本株式交換の実施により公開買付者に米国1933年証券法（Securities Act of 1933）に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社を完全子会社とすることを企図しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社株式の全部（当社の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（当社が保有する自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者は、当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対して交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記の当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

本株式交換又は上記乃至の手続の実施の時期については、遅くとも平成22年4月頃を目処としており、その詳細を決定次第、速やかに公表します。

公開買付者は、本公開買付け後の各手続に関して、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の保有状況、公開買付者以外の当社の株主の皆様の当社株式の保有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社を完全子会社とすることを予定しています。この場合に当該当社の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、略式株式交換の要件を満たさず、株式交換契約承認のための株主総会が招集される場合の株主総会における当社の株主の皆様、又は全部取得条項付種類株式を利用する場合の本臨時株主総

会又は本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、公開買付者は当社を完全子会社とすることを企図していますので、その場合、当社の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付け等により、当社の普通株式は上場廃止となりますが、当社取締役会は、公開買付者による当社の完全子会社化が実現すれば、当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になり、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であると考え、賛同の意を表明しました。また、当社は、本買付価格が当社の株主にとって前記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり妥当なものであり、本公開買付けは当社の全ての株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。

なお、公開買付者は、当社の株主の利益を保護するべく、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、上場廃止となる当社の普通株式に代わる対価として、公開買付者の上場株式又は現金の交付を受ける機会を当社株主に提供しつつ、当社を完全子会社とすることを企図しています。株式交換の場合の対価を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付けの当社の普通株式の買付価格と同一の価格を基準にする予定であり、また全部取得条項付種類株式を利用する場合の当該対価として交付を受ける現金の額については本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

| 氏名 | 役職名 | 所有株式数(株) | 議決権の数(個) |
|-------|----------------|----------|----------|
| 内ヶ崎 功 | 取締役会長 | - | - |
| 角田 義人 | 取締役兼代表執行役執行役社長 | 28,933 | 289 |
| 千歳 喜弘 | 取締役兼代表執行役執行役専務 | 16,349 | 163 |
| 松本 彰 | 取締役兼執行役専務 | 12,748 | 127 |
| 和田 誠文 | 取締役兼執行役常務 | 10,084 | 100 |
| 神谷 國廣 | 取締役 | 11,634 | 116 |
| 中村 道治 | 取締役 | 3,604 | 36 |
| 堀内 哲夫 | 取締役 | - | - |
| 勝田 善春 | 執行役常務 | 5,571 | 55 |
| 中山 雅視 | 執行役 | 3,794 | 37 |
| 角谷 賢二 | 執行役 | 7,697 | 76 |
| 岡藤 雅夫 | 執行役 | 2,200 | 22 |
| 梶井 修 | 執行役 | 4,377 | 43 |
| 計 | 13名 | 106,991 | 1,064 |

(注1) 所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 内ヶ崎功、中村道治及び堀内哲夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。